

第 13 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 26 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 08 分
- 2 場 所 湯河原町役場第 2 庁舎 3 階 第 3 から第 4 会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外 8 名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3 名（うち 1 名欠席）
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
高杉二三生（事務局職員任免）

6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。 お足元の悪い中出席いただきありがとうございます。それでは第 13 回農業委員会総会を開会したいと思います。 会長よろしく願いいたします。
会長	皆さんこんにちは。 台風近づいている中でご苦勞様です。 今年度から役場の方で農地など災害復旧の補助金も一応できたのでそういうことない方がいいんですが、万が一そういった事態になった時は、活用していただくように、もしそんな情報がありましたらば、役場の方に相談をされるように皆様からもお伝えをいただければと思います。よろしく願いします。 それでは早速議事の方に行きたいと思います。まず議事録署名委員の指名でございますが、8 番 ■■■ 委員と 9 番 ■■■ 委員 2 人をお願いします。 それでは議案の方に移りたいと思います。(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画についてということで、日程第 1 の議案 37 号及び第 2 号議案第 38 号、これは関係がありますので一括して説明をして、採決はそれぞれ行いたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。 では事務局の説明をお願いします。
事務局長	説明に入る前に前回のご説明させていただきましたこちらの A 4 の参考資料があると思いますので参考資料を見てください。 今回ですね、この農業委員会の総会で決定して欲しい話はこちらになりまして、黒字のところになります。 農業委員会の意見を求めているわけなんです、農地法ですね、失礼、中間管理事業の方ですね、第 18 条第 5 項第 2 号および同項第 3 号についての満たすか満たさないかとの意見になります。

要約いたしますと、1, 2, 3の中で認められるかというところでございまして一番が借りる農地の全てを効率よく活用できるか。2番に常時農作業を行うことができているのか。3番といたしまして2番が認められない場合、他の方が行うことが見込まれるか。もしくは、法人の場合は役員等の1人が行うと認められるか、そのあたりを皆さんにご審議いただくという形になります。

それらを踏まえまして議案の37と38をご説明いたしますが、二つ並べていただくような形になりますが、内容がほぼ同じですので38の方をちょっと見ていただきまして説明をしたいと思います。

こちらにつきましては農地中間管理事業なんです、こちらは農地を貸し借りするような話になっておりまして、まず今回の例は、令和7年の4月から行われていることなんです、こちらにつきましては借りる側と貸す側がそれぞれ対面でやるではなく、間に神奈川県農業会議というものが入ってやるということになっております。

ですので案件を二つに分けておりますが、内容は2件で同じという形でありますので、38号の方でお願いいたします。

ごめんなさい合わせながらちょっと説明させていただきます。

まずですね頭からですね。37号の方から見てください。

まず利用権の設定を受ける者に関しましては、神奈川県農業会議でございます。

利用権設定する者を貸し手となりますが、貸し手は■■■■様となっております。

利用権を設定する土地といたしましては、■■■■畑で1453㎡。1847番31畑6㎡。1847番地4畑で96㎡、合計で1555㎡の土地でございます。

利用権は1年間となっております、ちなみに、賃借賃料は3筆で5500円、年間となっております。

失礼5000円となっております。

内容にいきます。1枚おめくりください。38号の方すいません。1枚めくってください。こちら各筆明細になっておりまして今度はこちらが逆になりまして、貸す側がですね農業会議。借りる側が■■■■さんですね。

こちらを内容的には同じものとなっております。

次のページ以降がですね、ちょっと細かいところになりまして、注意点、相手側の注意点となります。

5ページをお願いいたします。5ページに■■■■さんの詳細が出ておりまして、今回受ける農地は1555㎡。その他に持ってる農地につきましては昔から貸していただいていた、ご自分で持ってる土地が7200㎡となります。世帯員としては3名。主たる従事者は1名。■■■■さん一人となっております。

機械については、ハンマーナイフ・耕運機が1台。刈り払い機が2台、軽トラックを持ってるという形となっております。

その他の法令等の違反につきましては、ないということを聞いております。

次のページ、6ページをお願いいたします。

営農計画という形で出していただきました。こちらの土地につきま

	して、ブロッコリーに白菜、かぶ大根などを栽培をしていこうということでこのような形で営農計画としてお出ししていただいております。 次のページに公図に場所が記されてるものとなっております。 次の 9 ページに写真が載ってるんですが、緩やかな傾斜地になっておりまして、耕作できる場所とできない場所があります。できる場所に関しまして、このような四角の形になっておりまして、この中でその作物をやっていきたいということになっております。 次の 8 ページになります。 8 ページは現地ですが、ゆうゆうの里の北側になっております。 次ページに写真がついております。 簡単ではございますが、説明の方を終了させていただきます。 よろしくお願いいたします。
会長	この件は、私が主務者となりまして調査をしましたので報告をさせていただきます。 6月21日に私と■■■■委員の2人でその現場を見てまいりました。 今説明があった通り、現地はですね写真にあるように、少し草が生えてきた状態で、現地を見たときはもう少し伸びてたんですが、写真があるもっと前なんですが、いつもこのところ、ここだけはですね、よく除草をなされていて、本当に草が何もないような畑でどうしてこの畑は草がないのかなと本当不思議なほど綺麗に管理をされてたんですね。■■■■委員の話なんですけど、この元の地主さんが非常に熱心にといいますか、草が出ないようにですねよく管理されていたということで、私はちょっと除草剤がすごい撒いているのかなと思って心配したんですが、そういうことじゃないですよということでした。あんまり草が何もないと、ちょっと後で使う人がですね、作物の生育が悪いと心配だなと思って、実はこの■■■■さんにですね、前にお会いした時に、この畑は全然草が生えていないよって、少し地力がなかったり、除草剤はどうしてるかわかんないけど、心配だから少し草を生やした方がいいかな、様子見てそれから作付けした方がいいんじゃないというようなことも話したことがあるんです。 それでこういう話がまとまってきて、多分この状況になってきたんだと思います。 竹原さんだったら他のところもですね、適切に管理されていて、熱心にやられてますし、普段もそういう意味で少し作付けする前にちょっと伸ばすっていうとあれなんですけども様子見て管理をしていたということで管理上の問題もないというふうに感じた次第でございます。ということで、最初に事務局から説明のあった、今後ですね、農業委員会の意見については①②から③までございますが、特にこれは問題ないだろうというふうに考えました。以上でございます。 ■■■■委員何かあればお願いします。
1 番	露木会長とですね。21 日に調査しまして、■■■■さん。その人は働きもんで朝もう 4 時から目が覚めて、畑に行ってこの場所じゃなくて全部の畑の草を刈って自慢するんですよ。俺は草を 1 本も出したことがない。確かにすごく綺麗な畑だったのはこのようにね、今草が出ちゃってるんですけども、その下に■■■■さんがブルーベリーと

	か何かやってて、ちょうど繋がってね。私はね、そういうものを作るにはできてんじゃないかなと思います。何しろ、この■■■■さん。その人の畑はもう今ちょっとね、体調悪くしちゃって全部がね、みんなこんなようになっちゃってますけど、こういう中間管理機構。ところにあれしてもらって■■■■さんなら多分やると思いますんでね。いいじゃないかなと思います。
会長	ありがとうございました。 それではこの件について何かご質問、ご意見のある方はお願いします。 いいですか。 ではご質問ご意見がないようですので、採決に移りたいと思います。 まず日程第1議案第37号、これは元の地主さんから中間管理機構農業会議の方に貸すという計画でございます。 この計画について異議のない方は、挙手をお願いします。
全員挙手	
会長	はい全員賛成ということでこれについては承認されました。 続いて日程第2議案第38号これは農業会議から新たな農地を借りる方、竹原さんの方に貸すという計画の方でございます。 これについて賛成をされる方は挙手をお願いします。
全員挙手	
会長	全員賛成ということでこちらについても承認をされました。 続いて(3)(4)ですが、これも関係がございますので、まとめて説明をしていただき、最後は別に採決したいと思います。 では事務局からお願いします。
事務局長	同じようにですね、ご説明させていただきたいと思います。日程第3議案番号39日程番号4、議案番号40、ともに賃借権でございます。 こちらにつきましては、■■■■議から神奈川県農業会議、農業会議から■■■■さんという形で貸し借りをするような形になっております。 議案番号40の方でお願いいたします。 土地につきましては、■■■■、現況畑、1129㎡でございます。 今回は新規の賃借権という形になっておりまして、存続期間に関しましては5年間という形で年間3万円という形の賃借料になっております。 次のページは各筆明細になっておりまして先ほどのお話の通りでございます。 5ページをお願いいたします。 5ページは■■■■さんのですね、現在の状況なんですけど、ちょっと前にですね総会の方で新規就農者という形でなっていました。 ■■■■さん自体は今現在は他に農地を持っておりませんのでこちらを主体としてやっていきたいという話を聞いております。 世帯としましては2人、奥様と2人でやっていくということになっております。

	機械につきましては耕運機、チェーンソーが 1 台ずつ、刈り払い機が 2 台、軽トラックが 1 台という形になっておりまして、その他の法令等違反はありませんでした。 7 ページを先に見てください。 場所の方これもなかなかちょっとお話しづらい場所なんです、天保山のちょっと上って形になりまして、場所的にはですねちょっと削れていますが一番左上にですね、道がありまして、その上が総合運動公園になります。そこから少し下がったところという形になっていきます。そちらの土地を利用しまして 6 ページ、これもちょっと雑ばくな形なんです、現況の果樹および野菜大根、小松菜、そこら辺のものを作っていきたいということを聞いております。 8 ページ 9 ページは、現況の写真となっております、今現在こんなような形に成っておるものでございます。 以上簡単ですがよろしくお願いいたします。
会長	それではこの件についての主務者の 〇〇 委員より説明をお願いします。
1 番	9 月 21 日に露木会長と私で現地を調査してまいりました。 場所はですね、事務局からもお話がありましたけれども、鍛冶屋方面から来て、田中床屋さんがあるんですよね。 そこの細い道路をずっと上がっていきまして行った人はわかるかもしれませんが、〇〇 さんのブルーベリー畑がありまして、その上に〇〇 さんの葡萄畑やってそこいらはみんな綺麗に管理しており、〇〇 さんが借りている葡萄畑あたりの反対にこれは位置します。 それで写真を見てもわかるようにこれからかなりなんかいろんなものを植えてありますけれども、ちょっと草が生えてるんですけども見ながら野菜をやっていききたいということで、ここ一番下側なんですけれども、その上側にはですね果樹、ここで野菜をやって青島とか、そういった諸々のものをやっているとことになってますけれどもまずはこの写真の一番下のこの野菜畑でやってって綺麗にやってるかなと。ま、草は出てますけどもね。いろんなものを植えてあってなかなかいいんじゃないかなと思います。 以上です。
会長	はい。ご苦労様でした。 この件について何か委員の方からご質問ある方お願いします。 よろしいですか。 はい。 ご質問ご意見がないようですので採決に移りたいと思います。 まず元の地主さんから農業会議の方に貸し出す方ですね日程第 3 議案第 39 号について賛成される方、異議のない方は挙手をお願いします。
全員挙手	
会長	はい全員賛成ということでこちらについては承認されました。 続いて日程第 4 議案第 40 号ということで、今の土地を農業会議から今度は〇〇 さんに貸すという計画でございますが、これについて

	異議のない方は挙手をお願いします。
全員挙手	
会長	ありがとうございます。 全員賛成ということでこちらについても承認されました。 では続いて (5) 非農地証明願ということで、日程番号 5 号議案第 41 号を議題といたします。 事務局長、どうぞ
事務局長	日程番号 5、議案番号 41、非農地証明願についてでございます。 申請者は■■■■様でございます。 対象地につきましては■■■■畑 353 m²となっております。 申請の目的といたしましては、雑種地となっております。申請地につきましては、申請者が相続した時点で、失礼、相続した時点より山林化しており、現在に至ってるものとなっております。 ちなみに農地区分はその他 2 種となります。 1 枚おめくりいただき、非農地証明願になっておりまして、先ほどお話しした場所等になっております。 次のページですね。 2 ページですが、委任状がついておりまして、■■■■が委任を受けているものとなっております。 次のページに全部事項証明が出ておりまして、真ん中の権利部ですが、こちらの一番下の段で、平成 26 年 12 月 15 日の相続により、■■■■様に所有権が移転されているというものになっております。 次のページは公図写しとなっております、このような形になっております。 5 ページ、6 ページですね、配置図が出ております。ちょっと 5 ページはわかりづらいですが万葉公園のちょっと上になります。 6 ページ見ていただければと思いますが、エキシブの手前ですね、急激にのぼる坂道のところから左側に入っていくようなところになりましてかなり傾斜地になってる場所となっております。 次の 7 ページですが、経過書となっております。 先ほどちょっとお話させていただきましたが、平成 26 年の 12 月 15 日に相続された中でもう既に山林化されておりましたとそれで、その中でですね、非農地証明とさせていただきたいという旨が書いてございまして、こちらの次のページですね、8 ページにつきましては現況写真が出てまして、もうちょっと山林化しすぎちゃってて、そこがどこかわからないような写真でございます。 9 ページを見ていただきたいんですが、9 ページのですね、こちら役場で取れる航空写真となっておりますが、これは平成 11 年の航空写真ですが、約 27 年前ですね。その頃はですねその下、拡大写真となってちょっと見づらいかもしれませんが、一応こちら 27 年前はまだ畑として、見えています。次のページにですね、国土地理院の撮影な

	んですが、こちら平成 24 年に写真撮影されたものでして 14 年こちら経過しておりますが、申請者が相続する 2 年ほど前ですね。この状態で、下の欄の写真でもわかるように山林化されているというのがわかるものとなっております。 以上です。よろしくお願いいたします。
会長	それではこの件について調査された■■■■委員より、状況説明をお願いします。
7 番	議案番号 41 号、非農地証明のお願いに伴う現地調査を 6 月の 19 日に私と■■■■委員、■■■■委員の 3 名で現地調査をしてまいりました。現地なんですけども、非常にわかりにくくて万葉の郷というのかどうかわかりませんが、町立美術館の裏山っていうんですか、位置関係としてはその辺になって裏側の北側斜面が、今回非農地証明願いが出てる地番になります。 その近くに湯河原の地デジのアンテナがあるんですね。そのアンテナの住所は■■■■地かな。字一本松っていうところらしいんですけど、それはネットで見たら、その番地がでてきて、今回調査対象の畑と言われている農地の位置を特定するに便利な地番だったかなというふうに思います。 調査結果としまして、かなり長い間非耕作地になっていたために、畑が山林化して非農地に当たるのではないかなという結論に達しました。 以上です。
会長	わかりました。 ではこの件について何か皆さんからご質問ご意見のある方お願いをしたいと思います。 ご質問ご意見が無さそうですので、採決に移りたいと思います。日程第 5、議案第 41 号非農地証明願について、証明することに賛成をされる方は、挙手をお願いします。
全員挙手	
会長	はい全員賛成ということで証明することに決しました。議案は以上でございます。 その他、何か事務局から。
農地タブレットについて簡単な説明。実機を皆さんに見ていただいた。 今後利用する場合は農林水産課まで	
会長	私の方から 1 点湯河原の農林水産祭って、毎年 1 月の終わりぐらいに開催されているんです。それを運用するために実行委員会を組織しているんですが、その実行委員会の委員と幹事の推薦依頼が事務局から私の方に来まして、実行委員と幹事を推薦をしたいと思います。 ちなみに実行委員の方は私がずっと出ました。幹事は係長から
事務局長	そうですね農業委員の事務局の書記がやってましたね。そうすると、
会長	それはおまかせするよ。だから、誰かふさわしい人がいないんだ。

